

幸区行政連絡調整会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区における総合行政の推進に関する規則（平成18年規則第29号。以下「規則」という。）第8条に基づき、幸区内を所管する川崎市出先機関が連絡調整を図り、もって区民の利便を増進するため、幸区行政連絡調整会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 会議は、区長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) かわさき市税事務所長
- (2) 中原生活環境事業所長
- (3) 看護大学事務局長
- (4) 夢見ヶ崎動物公園長
- (5) 南部児童相談所長
- (6) 第1配水工事事務所水道整備課長
- (7) 南部下水道事務所長
- (8) 加瀬水処理センター所長
- (9) 幸消防署長
- (10) 幸図書館長
- (11) 幸区役所副区長
- (12) 幸区役所まちづくり推進部日吉出張所長
- (13) 幸区役所区民サービス部長
- (14) 幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長

- (15) 幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (16) 幸区役所道路公園センター所長
- (17) 幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長
- (18) その他区長が必要と認める者

(会議)

第3条 会議は区長が主宰し、必要に応じて開催する。

2 区長は、必要と認めるときは、国、県等の関係機関の職員その他関係者の出席を求めるものとする。

(議題の提出)

第4条 第2条の各号に規定する者（以下「事業所の長等」という。）は、会議に提出しようとする議題があるときは、あらかじめ資料を添えて区長に送付するものとする。

(事務事業の報告)

第5条 事業所の長等は、所管に係る主たる事務事業の計画について、その概要を区長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、幸区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、昭和61年5月1日制定の幸区行政連絡調整会議運営要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日副区長専決 30 川幸企第 5 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日副区長専決 31 川幸企第 2 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日副区長専決 6 川幸企第 8 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。